

社会保障審議会障害者部会ヒアリング資料 (2008.8.20)

重症心身障害児施設に関連する説明資料および要望事項

日本重症児福祉協会

1. 重症心身障害児 (者) とは

重症心身障害→重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに成人した人を含めて「重症心身障害児 (者)」と呼びます。

これは、医学的診断名でなく、児童福祉法上の定義です。

その細かい判断基準を、国は明示していませんが、現在では、「大島の分類」で判定するのが一般的です。

重症心身障害児 (者) の数は、日本ではおよそ3万8,000人いると推定されています。

(1)大島の分類*

					(IQ)	
21	22	23	24	25	80	1. 1, 2, 3, 4の範囲に入るものが重症心身障害児 (者) 2. 5, 6, 7, 8, 9は重症心身障害児の定義には当てはまりにくい ①絶えず医学的管理下に置くべきもの ②障害の状態が進行的と思われるもの ③合併症のあるものが多く、「周辺児」と呼ばれています。
20	13	14	15	16	70	
19	12	7	8	9	50	
18	11	6	3	4	35	
17	10	5	2	1	20	
走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり	0	

*元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法

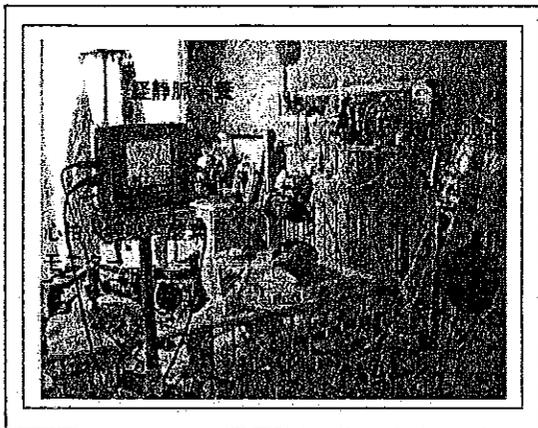
(2)「超重症児」・「準超重症児」とは

「超重症児」は、従来の重症児と比較して、呼吸管理を中心とした継続的な濃厚医療、濃厚ケアを必要とし、モニタリングやこまかな観察を要し人手がかかる、病状が急変しやすいなどから、診療報酬上、入院費の加算が設定されて

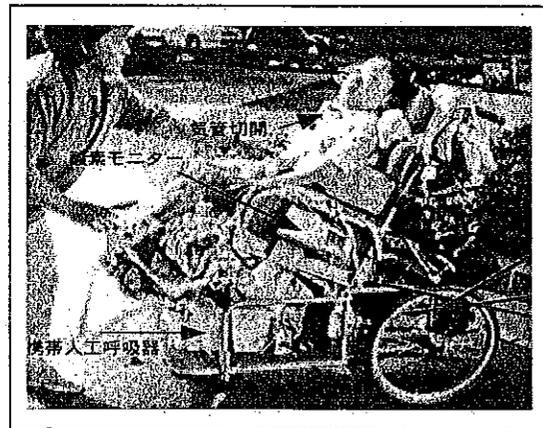
います。「超重症児（者）入院診療加算」1日300点、6歳未満 600点）

超重症児判定基準は、①運動機能は座位まで、②呼吸管理、食事機能、胃・食道逆流の有無、補足項目（体位変換、定期導尿、人工肛門など）の各々の項目のスコアの合計が25点以上で、それが6カ月以上続く場合を「超重症児」と判定します。「準超重症児」は、それに準じるもので10点以上（準超重症児（者）入院診療加算1日100点、6歳未満200点）。

超重症児



準超重症児



(3) 「準・超重症児」の実態

- ・ 重症児施設（国立を含む）入所中

「超重症児」 1,426名

「準超重症児」 1,958名

合計 3,384名

（全入所者の約18%）

- ・ NICU等に長期入院中 約300名

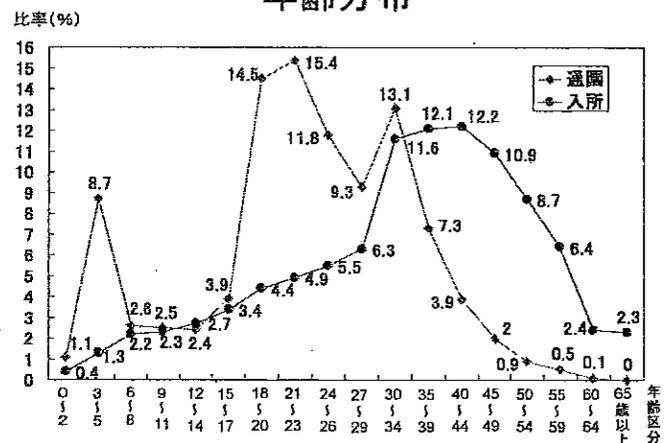
（1年以上）

- ・ 在宅（「重症児通園」から推計）

1,300名

- ・ 杉本氏の調査（入院・入所・在宅） 20歳未満（推計） 7,350名

年齢分布



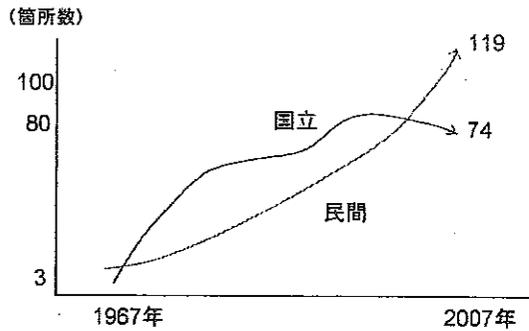
2. 医療・福祉上の課題

(1)入所部門：児童福祉法上の生活施設でありかつ医療法上の病院

公立・法人立重症児施設（119ヶ所、定員 11,522 床（入所率 96%））

国立・国立病院機構 74ヶ所、定員 7,488 床（入所率 96～97%）

合計 193ヶ所 19,010 床



重症児施設の箇所数の推移

重症児施設の入所児(者)内訳

区分	昭和50(1975)年		平成19(2007)年		
	入所者	割合	入所者	割合	
I	1,694人	47.9%	7,883人	72.7%	定義どおりの重症心身障害児(者)、大島の分類1・2・3・4
II	1,465人	41.5%	2,300人	21.2%	いわゆる動く重症児をさす、大島の分類5・6・10・11・17・18
III	327人	9.2%	550人	5.1%	重症肢体不自由児(者)、大島の分類8・9・15・16・24・25
IV	48人	1.4%	117人	1.1%	肢体不自由も知的障害も中軽度のケース、大島の分類7・12・13・14・19・20・21・22・23
合計	3,534人	100.0%	9,889人	100.0%	

①医師・看護師等の確保の困難

②定義どおりの「重症心身障害児・者」なかでも「超重症児」「準超重症児」の増加が顕著

③常時ほぼ満床状態

④入所待機者は全施設共通の課題。とくに「超・準超重症児」の受け入れ困難の改善（NICU等での滞留状態の改善と在宅児のショート受け入れのため）

・入所待機者のアンケート調査結果（公法人立重症児施設 78 施設のみで 925 名。全国推計約 3,000 名～東京都・横浜市・大阪市の状況を勘案すると 5,000 名）

入所待機者の状況

人数	0～1	2～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～
施設数	13	31	18	9	2	3	2

「超重症児」・「準超重症児」の措置入所者の推移（公法人立のみ）

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
超重症児	347	416	468	494	590	656	687	818	903
準超重症児	694	858	682	812	850	939	888	1128	1148
準+超重症児合計	1,041	1,274	1,150	1,306	1,440	1,595	1,575	1,946	2,111

(2) 在宅部門

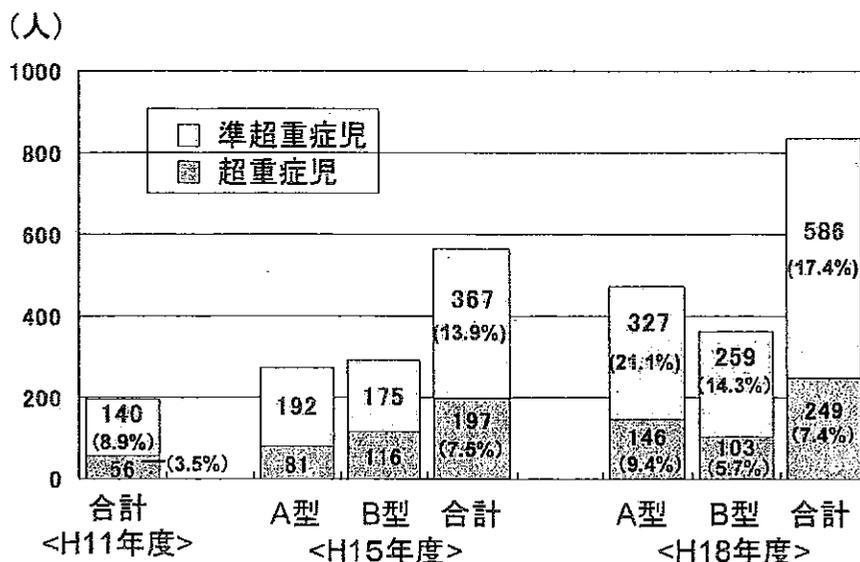
在宅重症児は約 2 万 5,000 人 (推計)

重症心身障害通園事業利用者は約 5,000 人 (20%) で、そのうち「準・超重症児者」は約 1,300 名 (A 型 30.5%, B 型 20.0% 平均 24.4%)

① 「重症心身障害通園事業」の維持・改善

A 型 (15 名定員) での「準・超重症児加算」の新設

② 「障害者自立支援法」下での「療養介護型」の重症児通園事業の設定 (「生活介護」でなく)



重症児通園での超重症児・準超重症児数の変化

③ 「短期入所」での「準・超重症児加算」の新設

短期入所受け入れ状況 (宿泊を伴うもの)

平成19年4月1日～平成20年3月31日

理由	冠婚葬祭		家族の病気		母親の出産		休養の為		旅行の為		生活等訓練		その他		合計	
	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数	実人数	延日数
実施施設数	114															
うち重症心身障害児者人数	507	3,180	533	10,535	59	1,346	1,501	29,767	352	3,066	90	520	4,625	56,294	7,667	104,708
心身障害児者人数	518	3,243	555	11,059	63	1,405	1,559	32,040	359	3,131	105	869	5,790	66,823	8,949	118,570

宿泊を伴わないもの：実人数は心身障害児者人数 3,123, うち重症心身障害児者人数 2,498
 延件数は心身障害児者人数 23,962, うち重症心身障害児者人数 18,311

3. 「児童福祉法」上の課題

児・者一貫体制の維持（「成育医療」の観点から）

国立成育医療センターの対象とする医療

新しい国立高度専門医療センター（以下「新センター」という）においては、子どもが生まれ、成長して次の世代を産み育てるといった一連のライフサイクルを捉え、これらを含む医療を提供するものである。

新センターの対象とする医療は、小児・母性等を対象とする医療を中心としているものの、必ずしもこうしたカテゴリーに当てはまらない分野（例えば成人に達した小児難病患者に対する医療、胎児に関する医療、思春期患者に対するこころの医療等）も対象とすることとしている。

これらの医療を含む概念及び用語として、「成育医療」が関係学会等において一定の定着が見られるところである。

小林 登（東京大学名誉教授、国立小児病院名誉院長）
小児科診療 1998年 6号(9)1057より

公法人立重症児施設職員数 総括表

人数		医療部門															看護部門						
		医師						歯科医師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理療法士	診療放射線技師	薬剤師	臨床衛生検査技師	医療社会事業員	その他(2)	計	看護師	准看護師	看護助手	その他(3)	計
		小児科	精神神経科	整形外科	内科	外科	その他(1)																
常勤	278	36	33	80	12	24	20	384	324	179	53	56	165	83	40	116	1,883	3,949	1,248	819	57	6,073	
非常勤	308	53	72	173	38	196	91	28	20	20	25	37	35	17		61	1,174	251	144	240	16	651	
兼任	66	6	37	11	5	62	7	103	80	51	14	36	37	49	10	38	612	26	4	4	1	35	
合計	652	95	142	264	55	282	118	515	424	250	92	129	237	149	50	215	3,669	4,226	1,396	1,063	74	6,759	

人数		育成部門						管理部門										合計		
		保育士	保育士助手	指導員	介護福祉士	その他(4)	計	事務				給食			洗濯員	汽缶手	運転手		その他(6)	計
								庶務	会計	医事	その他(5)	栄養士	調理師	調理員等						
常勤	1,424	36	1,351	913	586	4,310	307	148	181	138	173	424	123	132	27	73	222	1,948	14,214	
非常勤	78	4	61	23	134	300	27	1	16	13	6	29	102	93	5	35	141	468	2,593	
兼任	2		6	1	2	11	69	27	26	5	24	34	17	2	3	8	11	226	884	
合計	1,504	40	1,418	937	722	4,621	403	176	223	156	203	487	242	227	35	116	374	2,642	17,691	

(注)1. 平成19年4月1日現在のものである。

2. 上段-常勤、中段-非常勤、下段-兼任(他施設との)である。